令和 ７ 年 ６ 月１０日提出

市道の認定について

市道を次のように認定する。

熊本市長　　大　西　一　史

議案番号	路　線　名	起　　点 終　　点	重要な経過地
議第１２５号	月出７丁目 第５号線	東区月出７丁目２４３２番５３０　地先 東区月出７丁目２４３２番５１５　地先	
議第１２６号	画図町下無田 第４３号線	東区画図町大字下無田１７６４番４　地先 東区画図町大字下無田１７６８番６　地先	
議第１２７号	御幸木部２丁目 第５号線	南区御幸木部２丁目３２０８番１１　地先 南区御幸木部２丁目３２０８番１６　地先	
議第１２８号	御幸木部２丁目 第６号線	南区御幸木部２丁目３２０８番１４　地先 南区御幸木部２丁目３２０８番１０　地先	
議第１２９号	御幸木部３丁目 第１１号線	南区御幸木部３丁目３１２６番２　地先 南区御幸木部３丁目３１２６番９　地先	
議第１３０号	野田２丁目 第２号線	南区野田２丁目２６１番２　地先 南区野田２丁目２５８番１８　地先	
議第１３１号	荒尾１丁目 第５号線	南区荒尾１丁目１９４６番１　地先 南区荒尾１丁目１９４６番６　地先	
議第１３２号	戸島西２丁目 第１号線	東区戸島西２丁目３３６７番２３　地先 東区戸島西２丁目３３６７番２２　地先	
議第１３３号	長嶺東４丁目 第９号線	東区長嶺東４丁目１５０８番１　地先 東区長嶺東４丁目１５０８番１５　地先	
議第１３４号	長嶺南７丁目 第１６号線	東区長嶺南７丁目１５５３番１　地先 東区長嶺南７丁目１５５３番１０　地先	

議案番号	路　線　名	起　　点 終　　点	重要な経過地
議第１３５号	御領１丁目 第６号線	東区御領１丁目３５３６番１３　地先 東区御領１丁目３５３６番１５　地先	
議第１３６号	小山４丁目 第１６号線	東区小山４丁目１２９１番１　地先 東区小山４丁目１３０１番１１　地先	
議第１３７号	楠野町 第２１号線	北区楠野町１３８６番７　地先 北区楠野町１３８６番１０　地先	
議第１３８号	杉島 第４４号線	南区富合町杉島１４４７番２４　地先 南区富合町杉島１４４７番１３　地先	
議第１３９号	廻江 第１５号線	南区富合町廻江６９１番９　地先 南区富合町廻江６９１番１９　地先	
議第１４０号	千町 第３６号線	南区城南町千町２３５７番１２　地先 南区城南町千町２３５７番６　地先	
議第１４１号	楠６丁目 第７号線	北区楠６丁目１８８３番２　地先 北区楠６丁目１８８３番１０　地先	
議第１４２号	楠７丁目 第１２号線	北区楠７丁目１３２７番１４　地先 北区楠７丁目１３２８番４　地先	
議第１４３号	武蔵ケ丘６丁目 第１号線	北区武蔵ケ丘６丁目１５４７番２　地先 北区武蔵ケ丘６丁目１５４７番１２　地先	
議第１４４号	戸島５丁目 第１４号線	東区戸島５丁目１０９番２　地先 東区戸島５丁目９８番１　地先	
議第１４５号	八分字町 第３９号線	南区八分字町２６６８番１　地先 南区八分字町２６６９番７　地先	
議第１４６号	滴水 第４７号線	北区植木町滴水１０７４番８　地先 北区植木町滴水１０７６番５　地先	

（提出理由）

次の事由に伴う市道認定について、道路法（昭和２７年法律第１８０号）第８条第２項の規定に基づき、市議会の議決を求める必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

(1)　都市計画法（昭和４３年法律第１００号）第３９条の規定に基づく管理帰属

(2)　地元要望